

**対日理解促進交流プログラム「JENESYS2017」(対象国:豪州、ニュージーランド、太平洋島嶼国)  
候補となる実施団体の選定に関する企画競争に準じた手続の実施(採点表)**

(企画書No. )

採点者: 課 氏名 ( )

審査項目	詳細	とても優 れている	概ね良好	問題なし	一部要修 正	大幅修正	不可	点数
事業の企画妥当性(配点45点)		15点	12点	9点	6点	3点	0点	
(1)全体日程案の妥当性	(招へい) ・我が国の政治、社会、歴史及び外交政策に関する理解促進を図るとともに、両国の繋がり・課題に対する知見を深める内容、訪問先となっているか。 ・参加者が日本への関心を高め、今後、日本に関する学習/日本の応援団としての活動を行うきっかけ作りとなるようなプログラム内容となっているか。 ・視察・訪問先がテーマに即しており、関係者との意見交換・交流会の機会が十分に確保されているか。 ・滞在中又は帰国後、被招へい者による日本の外交姿勢や魅力等についての情報発信を行う機会が十分に確保されているか。 ・同じテーマのプログラムであっても、視察先等がマンネリ化しないバリエーション豊富な内容となるよう工夫がなされているか。 ・全体日程案は、観光旅行ではないプログラム構成となっているか。							
1	(広報・フォローアップ) ・国内外での本事業のプレスリリースの確実な実施、また、本事業のメディア報道、参加者による対外発信の件数及び内容の収集を行える計画となっているか。 ・参加者へのアンケート調査の実施、参加者の対外発信情報等の収集が円滑に行われるものとなっているか。 ・適切な名簿管理・情報更新、アンケートの実施、被招へい者への大使館などのイベント情報・日本への留学情報等を定期的に配信することが出来るようになっているか。 ・国内外での本事業の反応や報道数などの収集を行えるか。 ・参加者の帰国後の活動(アクション・プラン)のフォロー・同窓会等の情報収集及び支援が出来るようになっているか。							
		15点	12点	9点	6点	3点	0点	
(2)全体事業計画の妥当性	・全体計画は対日理解を促進し、国際社会における対日イメージの向上や日本への持続的な関心の増進に寄与するプログラム内容となっており、ひいては外交基盤の拡充に繋がるものとなっているか。 ・全体事業計画は、年度内に確実に執行できるように組まれているか。 ・本事業の効果を定説的・定量的に測定・検証できる内容となっているか。 ・事前・事後の招へい対象国へのプレスリリースは、確実に実施出来る計画となっているか。							
1の合計点数								
円滑な運営(配点55点)		10点	8点	6点	4点	2点	0点	
(1)組織の運営・実施体制	・プログラムの事前・事後の業務の期間を含め、年度中、人員が他事業に携わり、連絡や本業務が滞ることがない体制となっているか。 ・外務省、拠出先国際機関、参加者、関係者と速やかつ円滑に日本語及び英語での連絡・調整が行える体制となっているか。 ・本事業の資金管理が適切であり、年度内の事業計画に変更が生じる場合には、速やかに外務省へ報告する体制となっているか。							
2		15点	12点	9点	6点	3点	0点	
(2)事業実施の適格性・柔軟性	・プログラムの成果を念頭に、幅広い対象者への対応(宿舎・食事内容の配慮等含む)、幅広いテーマへの的確で柔軟な対応を行い、総合的に業務を遂行することができるか。 ・専門性、英語力または多言語を含めた企画の履行能力、資料作成の能力が十分であるか。 ・本事業を正確に理解し、説明書に記載の内容と相違・不備のない企画書を提出しているか。 ・過去の類似事業実績を踏まえ、本事業で想定しうる課題に柔軟に対応できるものであるか。							
		15点	12点	9点	6点	3点	0点	
(3)事業報告書作成及び作業スケジュールの妥当性・効率性	・無理のない実現可能な作業スケジュールとなっているか、無理なく効率的に日程が組まれているか。 ・事業報告書の作成は、実施内容及びフォローアップ集計のみでなく、調査・分析がなされ、プログラム改善に役立つ内容となっているか。							
(4)危機管理体制	・不測の事態が発生した際、緊急連絡体制は確保されているか。 ・不測の事態が発生した際、訪問先・プログラムの変更等、的確な対処する体制は確保されているか。 ・事前に、被害を最小限にするための取り組みがなされているか。							
2の合計点数								
合 計								

☆各評価項目につき該当する評価に✓をつける。各項目の点数を合計して総計を出すこと。

☆評価は合計6名、各100点満点で行い、合格基準点を400点の60%である240点とする。

合計基準点に達し、且つ、第1位の者と僅差(第1位の得点の5%以内)の者がある場合には、見積額の最も低い者を第1候補として推薦する。